

除染除去土壌保管の現状について

1. 除去土壌の保管状況

那須塩原市では、除染に伴い発生した除去土壌等については、除染を実施した各施設、住宅及び事業所等の敷地に埋設し、現場保管をしている。

【保管状況】

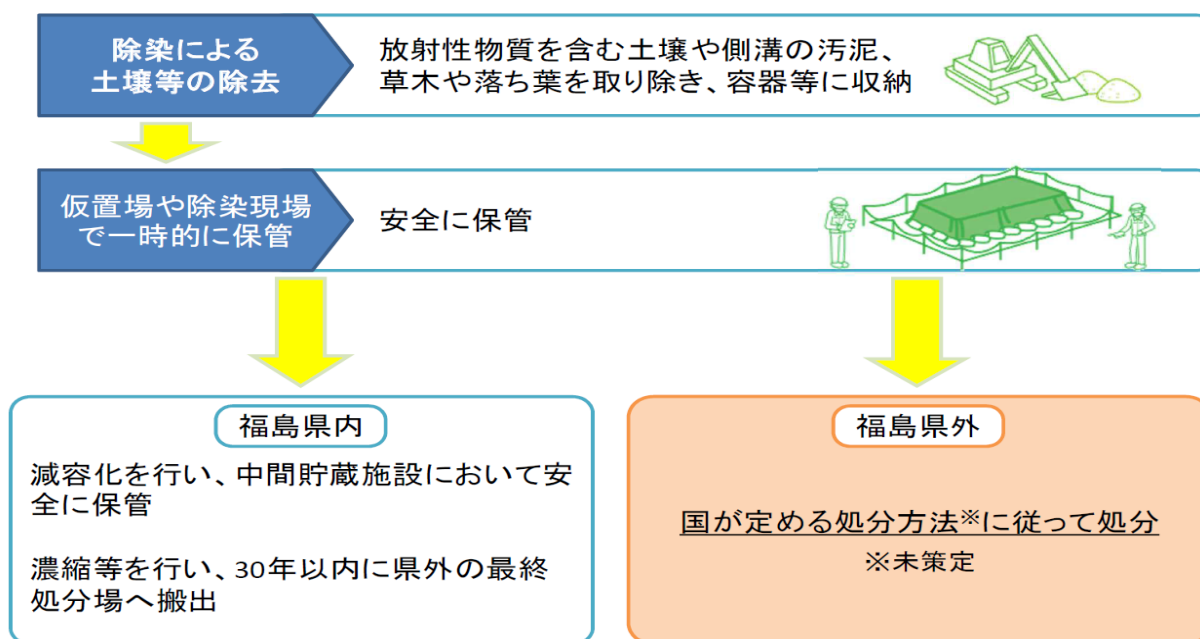
区 分	除去土壌		廃棄物[可燃]		合計	
	箇所数 (箇所)	保管量 (m ³)	箇所数 (箇所)	保管量 (m ³)	箇所数 (箇所)	保管量 (m ³)
幼稚園・保育園	23	732.1			23	732.1
小学校・中学校	49	10,072.5	18	770.9	67	10,843.4
その他の公共施設	67	2,596.9	25	542.7	92	3,139.6
公園	246	10,517.8	85	3,565.0	331	14,082.8
市営住宅等	14	371.7	9	106.0	23	477.7
戸建て住宅	11,870	43,996.8			11,870	43,996.8
内補助事業分	11,870	18,470.0			11,870	18,470.0
事業所等民間施設	518	3,892.2			518	3,892.2
内補助事業分	518	3,821.3			518	3,821.3
マイクロスポット除染	768	67.7			768	67.7
(市 計)	13,555	72,247.7	137	4,984.6	13,692	77,232.3
県実施(県有施設)	25	6,840.2	16	354.4	41	7,194.6
国等実施(国・独法)	3	11,363.0	3	979.0	6	12,342.0
合 計	12,804	90,450.9	154	6,318.0	12,739	96,768.9

2. 除染除去土壌の処分に係る国の動向について

除染除去土壌の埋立処分に係る実証事業の実施について

除染により発生した除去土壌の処分については、放射性物質汚染対処特措法により福島県外は除染実施者（市町村）が国の定める処分方法により処理することとされているが、現在、処分方法が未策定であるため、昨年度、環境省で茨城県東海村と那須町伊王野地区において処分方法を検討するための実証事業を実施したところである。

実証事業については、現在もモニタリングを継続中であるが、浸透水中放射能濃度及び大気中放射能濃度は検出下限値未満である旨の中間報告がまとめられ、平成 31 年 3 月に「除去土壌処分に係る有識者検討チーム第 4 回会合」において、中間報告書について協議がなされ、令和元年 5 月に公表されたところである。



3. 今後の国の動向について

平成31年3月開催の「除去土壌処分に関する有識者検討チーム第4回会合」においては、実証事業の結果を踏まえ、処分に関する基準を定めるための「除去土壌の埋立処分に関する環境省令及びガイドラインにおける記載事項案（案）」が示され、内容について検討がなされたところである。

環境省においては、今年度に「第5回検討チーム会合」を開催する予定であり、環境省令及びガイドラインの詳細を策定するとともに各自治体からの意見を踏まえて方向性を検討することとしている。

今後は、国において環境省令及びガイドライン等の処分基準が示された際には、市としても除染除去土壌の処分の方針を検討していく必要性が出てくる。